

病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていくべきとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていくべきとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていくべきとき)

■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院
「病児保育室ひまわり」
利用時間 平日の午前8時～午後6時
(延長保育は、原則行いません)
休業日 土、日曜日、祝祭日と年末年始
(12月29日～1月3日)
予約時間 午前8時～午後6時
☎ 24・0144

■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りがあります。事前(前日)にご予約ください。

■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
 - (2)前年度市町村民税の非課税世帯
(1日 1,000円 / 半日 500円)
 - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

■ご利用の手順

お子さまが発熱など



かかりつけ医を受診



保育所へ予約

- ・入院治療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」記載してもらい、医師より受け取る。

病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時
☎ 24・0144



受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児保育所に入所

- 【当日お持ちいただく物】
- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
- ④かかりつけ医より処方されたお薬
- ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
- ⑦母子手帳 ⑧印鑑
- ⑨着替え、タオル、パジャマなど
- ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
- ⑫昼食・おやつなど
- ※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。
- ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。
- [昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保育

- ・病児保育中、病状が悪化し必要があれば、保護者へ連絡しご了解いただいたうえで、保険診療を受けていただきます。その際の費用は、別途必要となります。
- なお緊急時は、事後承諾になることもあります。



お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/住民福祉課(☎63・3800)

新成人のみなさん おめでとうございます



③加入者が亡くなったとき、
子のある配偶者、子を支え
ます

遺族基礎年金

▼保険料納付は
便利な口座振替を!!

申請免除制度・若年者納付
猶予・学生納付特例制度があ
ります。本人の届け出後、審査
により決定されますので、必ず
所得の申告をしてください。

▼国民年金(基礎年金)には
3つのメリット

①老後を支えます
老齢基礎年金

②病気やけがで障害の状態に
なったときに支えます
障害基礎年金

20歳になつたら厚生年金や
共済組合などに加入していな
い人は、国民年金の加入届け
(国民年金資格取得届の提出)
をしてください。

▼国民年金の加入は
20歳から

手続きをせず保険料を未納の
ままですると、将来年金を受給
できなくなる場合があります。

▼世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現役世代が
納める保険料で高齢者の方の
年金を負担するという「世代と
世代の支え合い」が基本です。

▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして
年金を受け取る制度です。国
民年金の保険料を納めている
20歳以上60歳未満の方が加入
できる年金です。

また、納めた保険料は、全額
が所得控除の対象になります。
詳しくは、国民年金基金
(☎フリーダイヤル0120・
65・4192)まで。

その他、手続等について詳
しくは、住民福祉課(☎63・
3800)または、年金事務所
(☎0739・24・0432)
まで。

**野焼きは法律で
禁止されています**

「近所でごみを燃やしてい
て、煙で困っている」、「ごみの
焼却で灰や燃えかすが、田んぼ
に入つて困る」などの苦情が多
く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣
の人々に迷惑を掛けるだけでな
く、ダイオキシン類発生や火災
の危険など、さまざまな問題と
なっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素
材の穴を利用してしたものや、法
で定められた構造基準を満たし
ていない焼却炉などによる焼却
は、法律で禁止されています。
家庭ごみは焼却せずに、決めら
れた収集日に分別して出してく
ださい。

農林漁業を営むためのやむを
得ない焼却などは、法律で例外
的に認められて
いますが、焼却量
や時間帯、風向き
などを考慮しま
しょう。

